

## **5. 再発防止のための更なる取組**

調査報告書を踏まえた再発防止のための対応として、例えば以下のようなものが考えられる。

- (1) 再発防止策等の集積と還元
- (2) 当該医療機関における再発防止策等の実施について行政機関による指導等

## **6. 行政処分、民事紛争及び刑事手続きとの関係**

また、併せて、以下の点についても検討していく。

- (1) 調査組織の調査結果報告書において、医療従事者の過失責任の可能性等が指摘されている場合の行政処分の判断
- (2) 民事紛争の解決の仕組み
- (3) 調査結果と刑事手続きとの関係